

令和6年第13回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年11月12日（火） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 2階 会議室2B、2C

3 出席委員 17名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 今 貴洋

3番 角田 里美

4番 宮崎 尚彦

5番 伊藤 美穂子

6番 鳴海 正

7番 外崎 高逸

8番 乗田 栄一

9番 石岡 雅樹

10番 小林 達英

11番 佐藤 善一

12番 一戸 孝志

13番 工藤 昇

15番 相馬 孝雄

16番 柳原 一夫

18番 中谷 徳善

欠 席

2番 山形 浩一

14番 佐藤 敬道

17番 白戸 裕丈

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第77号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第78号 五所川原市農地移動適正化あっせん基準の改正（案）について

議案第79号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第80号 農用地利用集積計画の決定について

議案第81号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

議案第82号 耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について

報告第26号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

5 閉 会

## 6 書 記

農業委員会事務局

主 査 藤元 大季

## 7 参 与

農業委員会事務局

局 長 一戸 武二

次 長 鈴木 秀人

係 長 山田 竜太郎

農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

農業委員会市浦支所

支所長 奈良 和之

農林政策課

主 事 太田 樹

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 ただ今から令和 6 年第 1 3 回総会を開会いたします。  
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。  
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。本委員会の在籍委員数は 2 0 名であります。本日の出席委員数は 1 7 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。次第 4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。五所川原市農業委員会会議規則第 2 6 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。議事録署名者には、3 番 角田 里美 委員、4 番 宮崎 尚彦 委員のご兩名を指名いたします。また、書記には藤元主査を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、秋村金木支所長、奈良市浦支所長、農林政策課太田主事をお願いいたします。次に、次第 5 業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和 6 年 1 0 月 1 0 日午前 1 1 時 0 0 分から、森 義博 会長、佐藤 善一 委員、石岡 雅樹 委員で五所川原南地区の法務局登記官照会 2 件の現地調査を行いました。

また、令和 6 年 1 0 月 2 4 日午前 1 0 時 3 0 分から、市役所 2 階会議室においてあっせん委員会を行い、鳴海 和実 推進委員と事務局であっせんにあたり、あおもり農業支援センター事業 3 件を適正に処理しました。

また、令和 6 年 1 0 月 3 0 日午前 9 時 0 0 分から、角田 里美 委員、今 貴洋 委員、千葉 達美 推進委員で金木町喜良市地区の耕作放棄地に係る現地調査 1 件を行いました。

同じく、令和 6 年 1 0 月 3 0 日午前 1 0 時 0 0 分から、森 義博 会長、工藤 昇 委員、高橋 誉一 推進委員で五所川原南地区の法務局登記官照会 1 件の現地調査を行いました。

また、令和 6 年 1 1 月 8 日午前 1 0 時 0 0 分から、一戸 孝志 委員、一戸敏彦 推進委員で五所川原南地区の 5 条転用 2 件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。それでは、本日の議案に入らせていただきます。議案第 7 7 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参 与 1 ページをご覧ください。議案第 7 7 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づ

く農業委員会の許可について」であります。農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。申請件数は、有償所有権移転5件、無償所有権移転5件です。2ページをご覧ください。

1番 大字鶴ヶ岡字福田ほか、田3筆、合計3,432㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額350,000円の有償移転です。

2番 大字毘沙門字熊石、田2筆、合計5,233㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額250,000円の有償移転です。

3番 大字持子沢字隠川、畑1筆、907㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額35,000円の有償移転です。

4番 大字神山字牧原、畑3筆、合計6,209㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。

5番 大字神山字山越、畑1筆、1,085㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。

6番 大字飯詰字狐野、田1筆、畑1筆、合計3,968㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。

7番 大字梅田字八橋、畑3筆、合計10,479㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。

8番 金木町菅原、田1筆、237㎡、  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額15,000円の有償移転です。

9番 相内実取、田1筆、2,205㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額300,000円の有償移転です。

10番 相内吉野、畑1筆、418㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。

以上、皆様のタブレットに配信しております農地法第3条調査書のとおり、同法第3条第2項の不許可要件に該当せず、全て許可相当であると判断されます。

議長 議案第77号についての説明が終わりました。ご質問のある方はお願いいたします。

委員 なし

議長 ご質問がないようですので、議案第77号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がないようですので、議案第77号について原案のとおり許可いたします。つづきまして、議案第78号「五所川原市農地移動適正化あっせん基準の改正（案）について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参与 6ページをご覧ください。

議案第78号「五所川原市農地移動適正化あっせん基準の改正（案）について」であります。

五所川原市農地移動適正化あっせん基準及び五所川原市農地移動適正化あっせん基準細則を改正したいので、承認を求めるものであります。提案理由は、国の農地移動適正化あっせん事業実施要領改正に伴い、2020年農林業センサスの結果を反映させることから、五所川原市農地移動適正化あっせん基準を改正するため、承認を求めるものであります。7ページからが改正案となりますが、今回のあっせん基準の主な変更点は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域内で農業を担う者に対して、あっせんを優先的に行うこととされたことです。さらに、14ページ別表第1にあるとおり、これまではあっせん基準の経営面積が282a以上でありましたが、これを水田と樹園地を含む畑に分けて、水田の基準経営面積が341a以上、樹園地含む畑の基準経営面積が99a以上となりました。その他のあっせんの要件である、農用地区域であることや、経営面積が増加する必要があることについては変更ありません。また、様式等では年号の修正を行っております。変更点の詳細については、15ページからの新旧対照表をご覧ください。

議長 議案第78号についての説明が終わりました。ご質問のある方はお願いいたします。

委員 なし

議長 ご質問がないようですので、議案第78号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がないようですので、議案第78号について原案のとおり許可いたします。つづきまして、議案第79号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参与 56ページをご覧ください。議案第79号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。農地法施行令第10条第1項の規定により、許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。請件数は、所有権移転2件です。57ページをご覧ください。

1 番 大字石岡字藤巻、田 1 筆、1,541 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用目的は普通住宅、店舗の建築です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約 1.3km に位置し、周囲を宅地等に取り囲まれた小規模農地であることから第 3 種農地と判断されます。

申請地は住宅街や商業施設に囲まれ、人や物流が多く利便性が高いエリアであり、住宅や貸店舗の需要が見込まれることから今回の申請に至りました。土地利用計画・資力・信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

2 番 大字唐笠柳字藤巻、畑 1 筆、550 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用目的は建売分譲です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約 2km の距離にあり、住宅及び農地等の混在する集落内に位置します。申請地の北西側には 10ha 以上の集団農地が形成されていることから第 1 種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当します。申請地は住宅街の中に位置し、付近には商業施設も多く、住宅等の需要が非常に高いエリアであることから今回の申請に至りました。土地利用計画・資力・信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については 5 8 ページ、現地調査時の写真等については 5 9 ページをご覧ください。

議 長 議案第 7 9 号についての説明が終わりました。ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 なし

議 長 ご質問がないようですので、議案第 7 9 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第 7 9 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして議案第 8 0 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参 与 6 0 ページをご覧ください。議案第 8 0 号「農用地利用集積計画の決定について」であります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、利用権設定 2 4 件、所有権移転 5 件です。6 1 ページ利用権設定番号 1 番から 7 1 ページ 2 4 番までの 2 4 件については、皆様のタブレットに配信しております農業経営基盤強化促進法第 1 8 条調査書のとおり、各要件を満たしております。7 2 ページ所有権移転番号 1 番から 7 3 ページ 5 番までの 5 件については、あっせん委員会による「あおもり農業支援センター」の農地売買等事業によるものです。

議 長 議案第80号についての説明が終わりました。議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 なし

議 長 ご質問がないようですので、議案第80号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第80号について原案のとおり承認いたします。つづきまして、議案第81号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参 与 74ページをご覧ください。議案第81号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会があり、現況を調査し回答したので承認を求めるものです。件数は3件です。

1 番 大字稲実字米崎、田1筆、324㎡、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は原野です。調査の結果、適切に保全管理されており、農地であると判断されました。

2 番 大字稲実字米崎、田1筆、380㎡、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は原野です。調査の結果、適切に保全管理されており、農地であると判断されました。

3 番 大字水野尾字懸樋、田1筆、193㎡、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、土地の大部分が舗装されており、農地へ復元するには著しく困難であることから、非農地と判断されました。

現地調査時の写真については、75ページをご覧ください。

議 長 議案第81号についての説明が終わりました。ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 なし

議 長 ご質問がないようですので、議案第81号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第81号について原案のとおり承認いたします。つづきまして、議案第82号「耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参 与 76ページをご覧ください。議案第82号「耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について」であります。耕作放棄地について、農業委員会が「農地」に該当するか否かの判断をしたいので議決を求めるものです。提案理由は、利用状況調査で把握した農地・非農地の判断対象地について、農地法第2条第

1 項に規定する「農地」に該当するか否かの判断をしたいので、議決を求めるものであります。

77 ページをご覧ください。

1 番	大字原子字山元、畑 1 筆、3,322 m <sup>2</sup>
2 番から 6 番	大字前田野目字犬走、畑 5 筆、合計 6,412 m <sup>2</sup>
7 番	金木町喜良市桔梗野、田 1 筆、合計 1,943 m <sup>2</sup>
8 番	金木町喜良市坂本、畑 1 筆、1,520 m <sup>2</sup>
9 番	金木町川倉七夕野、田 1 筆、4,218 m <sup>2</sup>
10 番から 12 番	金木町川倉宇田野、田 3 筆、6,553 m <sup>2</sup>
13 番から 15 番	金木町中柏木不動野、田 3 筆、9,063 m <sup>2</sup>
16 番	金木町嘉瀬雲雀野、畑 1 筆、841 m <sup>2</sup>
17 番	相内、畑 1 筆、1,596 m <sup>2</sup>

別の資料にて説明いたします。耕作放棄地に係る農地・非農地の判断対象地（参考資料）をご覧ください。2 枚目は今年度の農地パトロールで農地として再生利用が困難な農地として非農地判断する土地の集計表でございます。3、4 枚目は議案の 1 番から 17 番の非農地判断をした確認結果になります。全ての農地を非農地と判断した主な理由は、長年の休耕により樹木及び雑草が繁茂しているため、農地への復元が極めて困難であることから、非農地と判断いたしました。場所については 5 枚目から 7 枚目になります。

次に資料 1 をご覧ください。令和 6 年度耕作放棄地等利用状況調査結果であります。

1. 調査期間は 8 月 18 日から 8 月 30 日まで 9 日間行ないました。
2. 状況確認者は、地区担当農業委員、推進委員、農林政策課職員、農業委員会職員です。
3. 耕作放棄地等面積について、  
令和 5 年度耕作放棄地等面積は、157,290 m<sup>2</sup>、  
今回解消された面積は、7,379 m<sup>2</sup>、  
新たな耕作放棄地等面積は、71,379 m<sup>2</sup>、  
非農地判定の耕作放棄地面積は、33,948 m<sup>2</sup>です。  
令和 6 年度の耕作放棄地面積は予定で、229,630 m<sup>2</sup>です。
4. 今後の調査及び指導等に向けた「3つのステップ」はご覧の通りです。3 枚目から 5 枚目は農地パトロールで、A 判定又は解消、非農地判断を把握した一覧です。  
合計で、229,630 m<sup>2</sup>です。  
2 枚目をご覧ください。令和 6 年度総括表です。  
耕作放棄地面積は、五所川原地区、156,525 m<sup>2</sup>、  
金木地区、51,756 m<sup>2</sup>、  
市浦地区、21,349 m<sup>2</sup>です。  
耕作放棄地等解消面積は、五所川原地区 7,379 m<sup>2</sup>です。  
次の令和 6 年度地目別内訳表はご覧の通りです。  
以上、非農地判断及び利用状況調査結果についてになります。

議長 議案第 82 号についての説明が終わりました。ご質問のある方はお願いいたします。

委員 なし

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり承認し、「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議 長      ご異議がないようですので、議案第 8 2 号について原案のとおり承認いたします。以上、議案第 7 7 号から議案第 8 2 号まで全ての審議が終了いたしました。報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から何か報告等ございませんか。

事務局      (住民懇談会の開催及び忘年会の開催について説明。)

議 長      その他、何かございませんか。以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。慎重なご審議ありがとうございました。